

岩手県内の企業・団体の皆様へ

募集中!

消費生活サポーターに登録しませんか

1. 消費生活サポーターとは?

消費者被害のない地域づくりをすすめるため、消費生活に関する知識や理解を深め、身近な人や職場、地域に伝えるなど、**啓発活動の担い手として活動いただくボランティア**です。

サポーターに登録いただいた企業・団体には、県民生活センターから消費生活に関する情報等をお送りしたり、従業員向けの研修への講師派遣などを行います。



いわて消費者トラブル防止啓発キャラクター

2. 活動内容

- ① 県民生活センターから送付する消費生活に関する情報により、従業員が消費者トラブルやその対応などについて理解を深め、それを職場で共有したり、お客様や利用者、身近な人に伝えたりするなど、消費者被害防止のためにできる範囲で啓発活動を行います。
- ② 消費者トラブルの話を見聞きした場合は、最寄りの消費生活相談窓口を紹介するなど、できる範囲で情報提供を行います。
- ③ 消費生活に関する取組状況等について、県民生活センターにお寄せください。

3. 登録方法

消費生活や消費者問題に関心があり、サポーターの趣旨にご賛同いただける企業・団体（職場単位も可）であれば、サポーターに登録することができます。登録方法は、裏面をご覧ください。

登録期間は、年度単位とし、県が登録申出を受理した日から3月31日までとします。登録期間終了後に更新もできます。年度末に改めて更新の希望についてお伺いします。登録の更新を希望しない場合、登録の抹消の申し出があった場合は、登録を抹消します。

4. 活動の支援

登録いただいた場合は、県民生活センターで次のような支援を行います。

- ① 消費生活に関する情報（啓発チラシやセミナー等案内）の提供 ※メール送信
- ② 従業員を対象とした研修や勉強会を行う場合に、講師（相談員等）を派遣
- ③ 企業・団体や取組概要を県ホームページで紹介

